

野々市市第二次総合計画後期基本計画策定方針（案）

1 策定の趣旨（背景）

本市は、平成 24 年に策定した「野々市市第一次総合計画」に基づき、「人の和で 椿十徳 生きるまち」の実現に努めてきました。この成果を継承し、令和 4 年度には次代の 10 年を見据えた「野々市市第二次総合計画」を策定しました。本計画の基本構想では「かがやき無限大 みんなでつくる インパクトシティののいち」を将来都市像として掲げ、「市民協働のまちづくり」「SDGs の推進」「『野々市ファン』の拡大」という 3 つの基本姿勢のもと、その達成に向けたまちづくりを進めています。

野々市市第二次総合計画の前期基本計画期間中には、健全な市街地形成を目的に、中林、西部中央、長池の 3 地区で土地区画整理事業を推進しました。また、持続可能な公共施設運営のため、子育てステーションや給食センター、野々市市文化会館フォルテでの長寿命化工事を実施したほか、市民ニーズに応え、生涯を通じて安心して暮らせる社会インフラとして「メモリアルパークののいち」を整備するなど、多くのハード事業を展開しました。ソフト面においても、多くの人に「暮らし続けたいまち」として選ばれることを目指し、「ののいち創生総合戦略」を推進。令和 5 年度からは「SDGs 未来都市」として、経済・社会・環境の諸課題の統合的な解決に向けた取り組みを実行しています。

一方で、令和 6 年 1 月発災の能登半島地震での経験をはじめ、急速に進展する生成 AI 技術、不安定な国際情勢や絶え間なく変化する社会経済情勢、感染症の流行など、私たちを取り巻く環境は短期間で目まぐるしく変容しています。こうした令和の時流を的確に捉えて対応するため、次の 5 か年の施策を定める「後期基本計画」を策定し、本市の向かうべき目標を明確にするものです。

2 計画の名称

「野々市市第二次総合計画後期基本計画」とします。

3 計画の期間

令和9年度から令和13年度までの5年間の計画とします。

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
基本構想	← 10 年間 →									
基本計画	← 前期 5 年間 →					← 後期 5 年間 →				

4 後期基本計画の策定にあたっての基本的考え方

後期基本計画は、前期基本計画期間において実施した施策を評価・分析し、これからのまちづくりの方向を明らかにする計画として策定します。また、策定にあたっては、以下の点に留意するものとします。

(1) 基本構想

基本構想は、本市の目指すべき10年後の将来都市像を明らかにしたものであり、推計人口は概ね計画通り推移していることから、見直しは行わないこととします。

(2) 基本計画

前期基本計画に掲げた施策成果指標の達成状況を把握し、事業の執行、効果の検証を行い、後期基本計画に反映させます。なお、将来都市像に込められている野々市市民であることに誇りをもてるまちを実現するための3つの基本姿勢「市民協働のまちづくり」「SDGsの推進」そして『野々市ファン』の拡大の考え方は継承し、後期基本計画の推進に取り組むこととします。

(3) 第3期ののいち創生総合戦略

第3期ののいち創生総合戦略に基づく各施策について、整合を図ります。

(4) 分野別計画との調整

各種分野別計画との調整を行い、整合を図ります。

5 後期基本計画の決定

野々市市総合計画策定委員会と、野々市市総合計画審議会での審議を経て、後期基本計画を決定します。

6 策定体制

(1) 野々市市総合計画審議会

野々市市総合計画等審議会条例に基づき、後期基本計画策定に関する市長からの諮問に応じ、審議し答申します。

(2) 野々市市総合計画策定委員会

副市長、教育長、各部長で構成し、後期基本計画の基本方針の検討や必要な事項の検討及び調整を行います。

(3) 市民参加

・野々市市総合計画審議会の市民委員の公募実施

野々市市総合計画審議会の委員数名を市民より公募し、市民の意見を反映した後期基本計画を策定します。

・市民意識調査

野々市市第二次総合計画後期基本計画の策定にあたり、令和7年度に実施した市民意識調査から市民のニーズを把握します。

・パブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施し、後期基本計画（原案）について広く市民の意見を求めます。

7 策定スケジュール

9月下旬 第2回総合計画審議会 後期基本計画（原案）提示・審議

11月上旬 第3回総合計画審議会 修正案提示・審議、答申

11月中旬 パブリックコメント実施

12月下旬 後期基本計画最終案の完成